

答え合わせ・解説

問1	答え 2 知る権利	知る権利は、国民が政治に参加するために必要な情報にアクセスできる権利です。この権利に基づき、情報公開法などが制定され、国や自治体には情報を開示する責任が課せられています。
問2	答え 2 デジタル・ディバイド	デジタル・ディバイドは、ITを使いこなせる層とそうでない層との間で、仕事の生産性や情報取得のスピードに大きな差がつく現象を指します。パソコンやインターネット環境の有無、あるいは操作スキルや年齢、所得の差が原因で発生します。
問3	答え 3 個人情報保護法	個人情報保護法は、企業や行政機関などが個人の情報を収集・保管・利用する際の手続きや安全管理を厳格に定めたものです。本人の同意なしにデータを第三者に提供してはならないことや、目的外利用の制限などが明記されています。
問4	答え 2 幸福追求権	憲法13条に基づき、衣食住や家族のあり方、医療における選択など、私的な事項について自分で選ぶ自由を指します。他者の権利を侵害しない限り、国家や他者から干渉されずに生き方を選べる権利です。
問5	答え 1 13条	すべての国民は個人として尊重されること、そして国政の上で公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とすることを定めています。これが根拠となり、プライバシー権や自己決定権などの新しい人権が認められるようになりました。
問6	答え 1 少子高齢化	少子高齢化とは、子どもの比率が下がり、高齢者の比率が上がることを指します。特に15歳から64歳までの「生産年齢人口」が減少するため、労働力不足や、年金・医療・介護といった社会保障制度を支える現役世代の負担増が深刻な課題となります。
問7	答え 3 男女雇用機会均等法	1985年に制定された男女雇用機会均等法は、労働者の募集・採用、昇進・降格などにおいて、性別を理由とする差別的な取り扱いを禁止しています。これにより、女性が長く働き続けるための環境や、性別に関わらず能力で評価される制度の整備が進みました。
問8	答え 1 表現の自由	思想や信条、学問、芸術などを自由に発表できる権利です。この権利が保障されるためには、国民が判断材料を得るための「知る権利」も必要不可欠であると考えられています。
問9	答え 1 行政機関情報公開法	内閣府や各省庁など、行政機関が保有する文書の開示を誰でも請求できる仕組みを定めています。公開することで行政の公正性を確保し、説明責任を果たすことを目的としています。
問10	答え 4 幸福追求権	幸福追求権は、憲法第13条に規定された人権の一つです。個人の尊厳を基礎とし、個々の国民が自分らしく生き、自ら幸福を追求することを国家が保障するものです。
問11	答え 4 情報公開法	行政機関が作成・保管している文書などを、誰もが開示請求できるようにした制度です。これにより、政治や行政が適切に行われているかを国民がチェックできるようになりました。ただし、個人情報や国家の安全に関わる情報など、一部は対象外とされています。
問12	答え 4 プライバシーの権利	プライバシーの権利は、憲法13条を根拠とする新しい人権の一つです。自分の情報は自分自身で管理し、他人に勝手に知られないように主張できる権利を指します。
問13	答え 2 非公開情報	特定の個人が識別される情報、法人の正当な利益を害するおそれがある情報、または国の安全や外交上の秘密に関わる情報などが該当します。これらの情報は、情報公開の請求があっても開示されません。
問14	答え 3 情報モラル	情報モラルとは、インターネット上のコミュニケーションにおいて、相手への配慮や法令の遵守、セキュリティ意識を持つといった「情報社会でのマナー」のことです。ネットいじめを防ぐ、著作権を尊重する、嘘の情報に惑わされないといった能力が含まれます。
問15	答え 4 国際連合	国際連合は1945年に設立され、総会や安全保障理事会を中心に平和の維持、経済的・社会的・人権的な協力をを行っています。加盟国同士の話し合いの場として重要な役割を担っています。